

# 令和4年度加賀市立錦城小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができるよう、いじめを見逃さない学校をつくるために「錦城小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- いじめ問題対策チームを常設し、いじめ事案に組織的に対応します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義のみならず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、迅速な対応に当たる。

## 2 校内体制について

### （1）「学びの基盤部会」

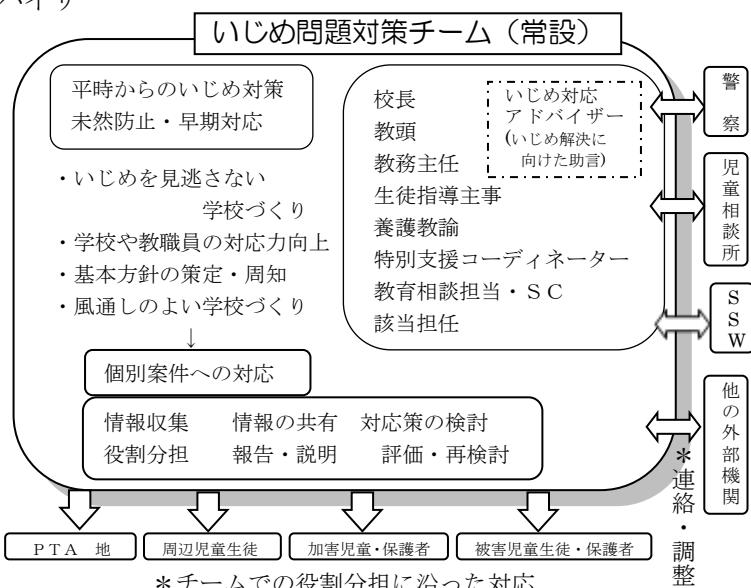
学校の様子や問題傾向を有する児童について、現状や対応についての情報交換や共通行動についての話し合いを定期的に行う。

### （2）「錦小いじめ問題対策チーム」

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネーター・教育相談担当
- ・スクールカウンセラー・いじめ対応アドバイザー

○役割として、本校におけるいじめの未然防止や早期対応等の取組に関することや相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

○いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに配慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。



### 3 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

#### (1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

「生徒指導の3機能を生かした授業づくり」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・教科担任制を生かした児童把握

#### (2) 学習規律の徹底

- ・ベルスタ
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方
- ・聞き方
- ・学習用具を整える

#### (3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

#### (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな生活体験活動の設定（5年生）
- ・施設訪問（4年生）
- ・町探検（2、3年生）
- ・福祉体験（4年生）
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

#### (5) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動、児童集会、
- ・6月、11月、2月に、いじめ調査アンケートを行う。

#### (6) 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

### 4 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

#### (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情。
- ・健康観察、保健室等での様子、教職員間の連携。

#### (2) いじめアンケートの実施 … 年間3回実施（6月、11月、2月）

#### (3) 相談活動の実施 … 各学期末に設定（6月、11月、2月）

※いじめに関するアンケートや資料は対象児童が中学を卒業するまで保管しておく。

## 5 重大ないじめを発見した時の組織的な対応（早期対応）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ問題対策チーム」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、加賀市教育委員会と連携を図り、警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

（1）いじめ問題の対処の流れ・・・別紙「いじめ対応マニュアル」参照

（2）いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。また、重大ないじめの疑いがある場合はいじめ問題対策チームを招集する。
- ③ 被害児童のケアは、養護教諭やその他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を正確に伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 再発防止に向け全教職員で情報を共有し、児童の観察を行う。

## 6 ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

## 7 家庭、地域との連携

- ・ 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気つくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図る。
- ・ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA総会、授業参観日の道徳の授業、評議員会等で伝えて理解と協力を依頼する。
- ・ ネットいじめの防止に向けて、ネットにつながる機器やSNSの危険性を知らせるお便りを出したり、学級懇談会で話題に出したりして保護者に注意を呼びかける。
- ・ いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

## 8 教職員の資質能力の向上について

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力が身につけられるよう、いじめ対応アドバイザーを招いた校内研修会を年間2回行う。

## 9 重大事態への対処

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

＜重大事態の調査の実施と結果の提供＞

- ① 重大事態が発生した場合、直ちに加賀市教育委員会に報告する。
- ② いじめ問題対策チームが中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたる。必要に応じて教育委員会、警察、児童相談所等に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ③ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ④ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

## 10 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を、学校評価等を利用して確認するとともに、「学びの基盤部会」を中心に学校基本方針が学校の実情に即して的確に機能しているのかを点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを盛り込む。

※主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレפון	076-298-1699	24時間受付
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867 メール相談あり	24時間受付
こころの相談電話	0761-73-0117	月～金 8:30-20:00
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 なやみをいおう	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	毎日 16:00-21:00

## 11 いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	学級づくり (学習規律やルールの徹底) 個人カードの引き継ぎ、確認 児童理解の会 学びの基盤部会	学級開き 学級組織、ルール作り 行事を通した人間関係作り(春の遠足)	いじめ対策についての説明・啓発 ・ P T A 総会 ・ 学年・学級懇談会 ・ 学校HPにて公開
5	学びの基盤部会 児童理解の会		
6	学びの基盤部会 児童理解の会	いじめ調査アンケート・相談活動	
7	学びの基盤部会 児童理解の会		保護者アンケート 個人懇談(保護者と情報交換)
8	いじめ対応アドバイザー訪問	平和集会	
9	学級づくり (学習規律やルールの確認) 児童理解の会 学びの基盤部会	行事を通した人間関係作り ・運動会	
10	学びの基盤部会 児童理解の会 校内研修会(いじめ防止)	行事を通した人間関係作り ・秋の遠足(1~4、6年) ・生活体験学習(5年)	
11	学びの基盤部会 児童理解の会	いじめ調査アンケート・相談活動	
12	人権教育 児童理解の会 学びの基盤部会 いじめ対応アドバイザー訪問 (全体研修会)	人権週間	保護者アンケート 個人懇談 (保護者との情報交換)
1	学級づくり (学習規律やルールの定着) 学びの基盤部会 児童理解の会	行事を通した人間関係作り ・なわとび大会	
2	学びの基盤部会 児童理解の会	行事を通した人間関係作り ・6年生を送る会 いじめ調査アンケート・相談活動	
3	学びの基盤部会 (今年度の反省等)		

※学びの基盤部会を月に1回行い、校内で気になる事や児童の情報交換する。

※P D C A サイクルの期間を学期毎とし、取り組みの検証を行う。